

使用料・手数料の改定について

本市の使用料及び手数料について、下記のとおり改定を行います。

記

1. 改定の概要

- (ア) 使用料・手数料については、3年に一度の見直しを原則としており、前回の改定時期は令和元年度。
- (イ) 「施設に係る使用料」又は「役務の提供に係る手数料」については、基本方針に基づく調書を各課で作成。原価計算（コスト計算）による料金の算出を原則として計算した。
- (ウ) 前回は消費税8パーセントでの算定であったことから、今回の見直しでは10パーセントで算定している。
- (エ) 急激な料金上昇を防ぐために、限度額を現行料金の1.5倍に設定。その上で、コスト計算上の額が高額になっているものについては県内外の類似施設との料金比較を行い、調整を図った。
- (オ) コスト計算における減価償却費の算出については、取得金額の1割を残存価格として設定していたが、税法も見直されていることから、残存価格は0円で再積算を行った。
- (カ) 通常のコスト計算による算出が困難であり、他の計算方法による算出の方が合理性があると認められるものについては、別の算出方法とした。（市有鳴子源泉使用料）
- (キ) 指定管理施設については、各担当課が指定管理者の意見と調整を行い、指定管理者の意見も踏まえた使用料とした。
- (ク) 見直し対象件数は895件（項目）。見直しを実施したものの平均改定率は、12パーセントとなった。359件（項目）で料金が上昇した。

(ケ) 中間案からの変更点

①中間案において備考欄に掲載していた「高校生料金」や「団体料金」等も一項目として一覧に表示することとした。このことから利用区分の項目数が中間案よりも増えているが、実質的には三本木公民館を除いて、料金の変更や項目数の追加はない。

②三本木総合支所内へ移転する三本木公民館の使用料については、機能移転と捉え今回は現行料金据え置きとした（中間案から減額となるもの）。

③各公民館施設の使用料を現行の午前・午後・夜間という区分から1時間毎に変更した。

2. 施設類型ごとの平均改定率

施設類型	施設数	料金区分 項目数	平均改定率
①集会所・コミュニティ施設	40	56	3%
②保健福祉施設	10	66	26%
③産業施設	19	71	20%
④公園等施設	21	58	10%
⑤駐車場・駐輪場	24	30	1%
⑥教育施設（公民館）	30	170	8%
⑦教育施設（体育施設）	44	242	17%
⑧教育施設（文化施設）	10	121	2%
⑨その他施設	5	47	19%

- ※1 件（項目）とは、条例又は施設内における使用料の徴収を規定している項目を指す。
- ※2 平均改定率は、廃止等により料金を徴収しなくなるものについては除外している。
- ※3 平均改定率は、施設及び部屋等の改定率の合計をその項目数で割った値となるため、少額であっても改定率が高いものが複数あれば改定率は上昇する。

3. 使用料を改定する施設及び主な改定額

①集会所・コミュニティ施設

施設区分	主な改定額	改定率	
市民活動サポートセンター	会議室（大）	300 円→440 円	47%
	和会議室	300 円→440 円	47%
	事務ブース	3,150 円→4,380 円	39%
	書類保管庫	300 円→440 円	47%

②保健福祉施設

施設区分	主な改定額	改定率	
古川リサイクルデザイン工房	学習室	210 円→320 円	52%
	布工房	210 円→320 円	52%
	第2木工房	110 円→170 円	55%
	情報室	110 円→170 円	55%
松山保健福祉センター	会議室（午前・午後）	490 円→700 円	43%
	会議室（夜間）	990 円→1400 円	41%
	調理室（午前・午後）	490 円→700 円	43%
	調理室（夜間）	990 円→1400 円	41%
感覚ミュージアム	入場料・個人	600 円→900 円	50%
	入場料・一般（団体1人当たり）	480 円→720 円	50%

③産業施設

施設区分	主な改定額	改定率	
古川農村環境改善センター	生活改善実習室（午前・午後）	840 円→1,000 円	19%
	生活改善実習室（夜間）	1,260 円→1,500 円	19%
	老人健康相談室（午前・午後）	840 円→1,000 円	19%
	老人健康相談室（夜間）	1,260 円→1,500 円	19%
	農村加工実習室（午前・午後）	840 円→1,000 円	9%
酒ミュージアム（入館料）	入館使用料（個人・一般）	400 円→500 円	25%
	入館使用料（団体・一般）	320 円→420 円	31%
すば鬼首の湯	大人	640 円→700 円	9%
	子供	320 円→350 円	9%

施設区分	主な改定額	改定率
滝の湯共同浴場	大人 200円→300円	50%
	子供 100円→150円	50%
中山平温泉交流館 (しんとろの湯)	大人 440円→500円	14%
	子供 220円→250円	14%

④公園等施設

施設区分	主な改定額	改定率
諏訪スポーツ公園 (テニスコート)	1時間あたり 230円→330円	43%
荒雄湖畔公園	キャンプ(日帰り) 270円→400円	48%
	キャンプ(泊り) 530円→800円	51%

⑤駐車場・駐輪場

施設区分	主な改定額	改定率
古川駅前駐車場	1時間あたり 320円→400円	25%
古川駅南駐車場	1時間あたり 320円→400円	25%

⑥教育施設(公民館)

施設区分	主な改定額	改定率
古川志田地区公民館	ホール利用 4時間あたり 1,300円→1,960円 ※1時間あたり 490円	51%
図書館	研修室1・2 4時間あたり 500円→600円 ※1時間あたり 150円	20%
	研修室3~5 4時間あたり 1,000円→1,200円 ※1時間あたり 300円	20%
	多目的ホール 4時間あたり 2,400円→2,800円 ※1時間あたり 700円	17%

施設区分	主な改定額	改定率
松山公民館	ホール利用 4 時間あたり 1,700 円→1,800 円 ※1 時間あたり 450 円	6%
鹿島台公民館	研修室 (4) 4 時間あたり 1,300 円→1,500 円 ※1 時間あたり 370 円	15%
岩出山公民館	研修室 1 4 時間あたり 1,700 円→2,000 円 ※1 時間あたり 500 円	18%
鳴子公民館	研修室 1・2・和室 4 時間あたり 500 円→600 円 ※1 時間あたり 150 円	20%
沼部公民館	軽運動室 4 時間あたり 1,700 円→2,200 円 ※1 時間あたり 550 円	29%

⑦教育施設（体育施設）

施設区分	主な改定額	改定率
市民プール	個人利用 630 円→700 円 団体利用 540 円→600 円	11%
松山体育館	アリーナ利用 420 円→450 円	7%
三本木総合体育館	第 1 競技場利用 1,060 円→1,300 円	23%
鹿島台中央野球場	グラウンド利用 2,100 円→2,300 円	10%
岩出山体育センター	アリーナ利用 640 円→770 円	20%
鳴子スポーツセンター	アリーナ利用 1,060 円→1,100 円	4%

⑧教育施設（文化施設）

施設区分	主な改定額	改定率
吉野作造記念館	常設展示(一般) 320 円→330 円	3%
旧有備館及び庭園	入館料・一般・大人 350 円→400 円	14%

⑨その他施設

施設区分	主な改定額	改定率	
オニコウベスキー場	冬季リフト 320円→420円	31%	
	冬季リフト(回数券) 3,200円→4,200円	31%	
	冬季一日券 大人 4,000円→5,200円	30%	
	冬季一日券 子供 2,700円→3,500円	30%	
	冬季シーズン券 大人 40,000円→52,000円	30%	
	冬季シーズン券 子供 26,500円→34,500円	30%	
	冬季シーズン券(法人) 59,200円→77,000円	30%	
市有鳴子源泉使用料	鳴子地区及び中山地区 基本供給量 1月あたり 18,540円→19,460円	5%	
	鳴子地区及び中山地区・営業用 基本供給量 1月あたり 22,170円→23,270円	5%	
	川渡地区基本供給量 1月あたり 13,260円→13,920円	5%	
	川渡地区・営業用 基本供給量 1月あたり 14,690円→15,420円	5%	
	鬼首地区基本供給量 1月あたり 16,670円→17,500円	5%	
	鬼首地区・営業用 基本供給量 1月あたり 19,860円→20,850円	5%	
	大崎市放課後児童クラブ	通年利用 1月あたり 3,000円→4,000円	33%
		学年始休業の期間のみ利用する場合 1,000円→1,500円	50%
		夏季休業の期間のみ利用する場合 5,000円→6,000円	20%
冬季休業の期間のみ利用する場合 1,000円→1,500円		50%	
学年末休業の期間のみ利用する場合 1,000円→1,500円		50%	
緊急一時的に利用する場合 500円→700円		40%	

4. 改定を実施するために改正が必要な条例

改正対象条例	指定管理者 ○＝適用者 △＝一部有	施設数
大崎市市民活動サポートセンター条例	○	1
大崎市コミュニティセンター条例	○	4
大崎市市民会館条例		1
大崎市公民館条例	△	25
大崎市市民ギャラリー条例		1
吉野作造記念館条例	○	1
大崎市松山 B&G 海洋センター条例	○	1
大崎市体育施設条例	△	22
旧有備館及び庭園条例		1
大崎市松山保健福祉センター条例		1
大崎市岩出山地域福祉センター条例		1
大崎市感覚ミュージアム条例	○	1
大崎市放課後児童クラブ実施条例		20
大崎市老人福祉センター条例		1
大崎市三本木保健福祉センター条例		1
大崎市リサイクルデザイン工房条例		1
大崎市農村環境改善センター条例	○	2
大崎市竹工芸館条例	○	1

改正対象条例	指定管理者 ○＝適用者 △＝一部有	施設数
大崎市松山御本丸公園条例		1
大崎市路外駐車場条例		2
大崎市自転車等駐車場条例		15
大崎市都市公園条例		1
大崎市鳴子公衆浴場条例	○	2
大崎市中山平温泉交流館条例	○	1
大崎市松山酒ミュージアム条例	○	1
大崎市吹上高原キャンプ場	○	1
大崎市オニコウベスキー場条例	○	1
日本こけし館条例	○	1
大崎市鳴子温泉ゆめぐり広場条例	○	1
大崎市鳴子源泉条例	○	1
大崎市荒雄湖畔条例	○	1
大崎市図書館条例		1
大崎市地域交流センター条例		1
合計（条例数 33）	—	117

（改定実施日）

○使用料の改定実施時期について

今回見直しを行った使用料の改定実施日は、令和6年4月1日とします。指定管理施設における利用料金の改定についても同様とします。